

千葉県立保健医療大学既修得単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第40条第4項の規定により、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

(既修得単位の認定科目)

第2条 既修得単位の認定は、原則として一般教養科目に限り行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、看護学科編入生は、保健医療基礎科目及び専門科目の一部を包括認定する。

3 看護学科編入生の既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

(単位認定の申請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、次の各号に掲げる書類を入学当初の指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書（別記様式1）

(2) 卒業証明書又は在籍証明書

(3) 成績証明書

(4) 認定を受けようとする修得科目について、出身大学等が作成した授業科目の内容及び単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

(単位の認定)

第4条 既修得単位の認定は、学長がこれを行う。

2 前項により認定された単位は、学則第48条第1項に定める単位に算入するものとする。

3 学長は、第1項の認定を行った場合には、教授会に報告しなければならない。

(修業年限)

第5条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わないものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、認定の事務手続等に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

